

2023年4月18日号

2024年（令和6年）4月から労働条件明示のルールが変わります。

1分でわかる！

会社を成長させるための

桑原事務所メルマガ通信 Vol.68

みなさま、おはようございます。

社会保険労務士法人桑原事務所の入江でございます。

4月は新年度の始まりで、新しいお友だちや先生と一緒に過ごす楽しさや不安を感じる子どもたちもいるかと思います。

私も小学校入学時に赤いランドセルを背負い、制服を着てドキドキしながら登校したことを思い出しました。

えっ・・・私の小学校の入学って何年前？昨日のことを思い出せない事があるの？もしかして半世紀前？（怖）

さて、本日は2024年（令和6年）4月1日から、労働契約の締結のタイミング、有期労働契約の更新のタイミングで、労働条件として明示すべき事項が新たに追加されることが決まりましたので、ご紹介いたします。

今回の改正により追加される内容は、次のとおりです。

明示のタイミング	新しく追加される明示事項
・すべての労働契約締結時 ・有期労働契約の更新時	1. 就業の場所・従事すべき業務の「変更の範囲」
・有期労働契約の締結時 ・有期労働契約の更新時	2. 更新上限の有無と内容
・無期転換ルールに基づく無期転換申込権が発生する契約の更新時	3. 無期転換申込機会
	4. 無期転換後の労働条件

※無期転換ルール：同一の使用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申し込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。

保育園では非正規職員（有期労働契約）の方が多く、何年もの間ずっと有期契約のままとなっている方がかなりいらっしゃるようです。次年度の更新時には現状の労働条件通知書に明示事項が新しく追加されていますので、ご注意ください。

また、厚生労働省より、2024年（令和6年）4月からの労働条件明示のルール改正につきまして、リーフレット及びモデル労働条件通知書の改正イメージが公表されましたので、ご確認下さいませ。

（リーフレット）<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001080267.pdf>

（改正後 労働条件通知書 雛形）<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001080104.pdf>

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。

よろしく申し上げます。

社会保険労務士法人桑原事務所

〒747-0801 山口県防府市駅南町 8-14

TEL:0835-22-6706

FAX:0835-26-0023

MAIL: info@kuwasr.net